

# 研究成果報告書

平成 13 年度 文化政策学部長特別研究費；「文化政策論の基本的諸問題に関する論究」

研究者氏名：(代表) 池村六郎・文化政策学科助教授

共同研究者：青山政雄・国際文化学科教授

荒川裕子・芸術文化学科助教授

池上重弘・国際文化学科助教授

小林真理・芸術文化学科講師

佐々木崇暉・文化政策学科教授

高田和文・国際文化学科教授

野村卓志・文化政策学科助教授

福岡欣治・文化政策学科講師

山本幸司・国際文化学科教授

---

以下、われわれが平成 14 年 2 月に刊行した小冊子の掲載順に成果報告の概要を述べる。

## 佐々木崇暉：「欲望・文化・経済学～欲望を物象化する文化」

現代では、欲望そのものが、ある一定方向へ回路づけるべく、市場社会の内部で生産されている。欲望が本質的に社会的性格を持つものとしたら、欲望の対象であるモノも社会的性格を帯びざるを得ない。どのような社会であっても、その社会を維持し、多様な欲望エネルギーを回路付け、秩序づけなければならない。伝統社会では多元的な象徴コードが人々の欲望をキャッチし、誘導する回路として機能していた。しかし資本の価値コードは象徴コードと結びついていた欲望を解き放ち、その欲望を資本が生産する消費財への欲望へ誘導することによって欲望の物象化を進めていく。資本によるスペクタクルは欲望の物象化を演出するものとして操作されてくる。権力コードは人々の欲望を回路付け、欲望の物象化を押し進めていった。欲望を原動力として成長する資本制社会は、常に新しい欲望のフロンティアを生産しない限り発展し得ない。資本に操作されるスペクタクルは欲望のフロンティアを拡張する装置として、また人々の欲望を消費財へ誘導（欲望の物象化）する装置として生産されてくる。まさに欲望が浮遊化し始めているのである。マルクス経

経済学においても、使用価値と結びついた欲望は経済学の対象外になっている。ギョームによればあらゆる社会はこの象徴界（コード）と想像界（スペクタクル）によって組織されている。ギョームが言うように、伝統社会では宗教、伝統、習慣、儀礼などの社会生活が多面的な象徴コードを作り上げていた。これに対し資本制社会においては、象徴コードは解体され、スペクタクルも象徴コードから切り離され、資本や権力によって操作される対象となった。

---

#### 野村卓志：「オープンソースと文化政策」

これまでに社会にもたらされた様々な機器と比較しても、コンピュータが与える影響は広範囲かつ深遠に及ぶものであり、文化にもコンピュータによる変化が生じる可能性がある。本稿では、コンピュータソフトウェア開発の特製と、開発手法であるオープンソースについて説明したのち、コンピュータの発展が社会・文化に与える影響の一つとして、対象とする文化を文学、絵画、音楽、演劇、映画などの芸術とし、これらの収益方法に与える影響を考察した。しかし、コンピュータを従来の機械から際だたせている特徴は、この機械がハードウェアとソフトウェアに分離されていることである。従来の機械では、その機構の動作は機構そのものによって規定されており、機構の設計段階において決定されているのに対し、コンピュータの機構であるハードウェアの動作は、ソフトウェアによって決定される。ハードウェアの設計および生産は、これまでの工業製品の設計および生産と同等の手法で行われている。この性質から、ソフトウェアは「機械の一部」としての特性を持つにもかかわらず、その扱われ方においては芸術作品と類似した性質を持つことになる。コンピュータが社会に広まるにつれてソフトウェアの可搬性が大きくなり、独立した価値が認められはじめるようになると、ソフトウェア開発者の利益を保護する方法が問題になるようになった。従って、ソフトウェア開発者の利益を保護するためには、もともとのソースコードを隠匿することが重要になる。絵画・音楽・映画などの芸術作品も、これまでは質を落とさずに複製を作成することが困難であることに基づいて、芸術家・製作会社・配給会社の利益は確保されてきた。コンピュータが技術的に発展した結果、ソフトウェアの規模や複雑さもこれにつれて増大している。これらの要因から、ソースコードの公開および共有を行いながら、かつ著作権によらない手法によってソフトウェア開発者の利益を保護しようという、「オープンソース」とよばれる動きが生じつつある。しかし、ソフトウェア開発者・開発社が、オープンソース手法による利益確保に成功しているとは必ずしも言えない状況にある。

#### 高田和文：「文化政策の前提に関する考察」

1980年代における「芸術文化支援」あるいは「文化行政」をめぐるさまざまな議論、さらにはアートマネジメントや「文化経済学」といった新たな学問領域の開拓などの動きを経て、90年代にはそれらを包括する「文化政策」の重要性が叫ばれるようになった。本学の「文化政策学部」が、そのような文脈の中で誕生したものであることは言うまでもない。

「文化」を時代や地域、個人により揺れ動く多様な実体として捉えることで初めて、文化の多様性・多元性を維持しつつ特定の「政策」を取ることが可能になるのではないかと。しかし、文化に対する包括的な視点と明確な理念を有する点で、かつての「文化行政」とは明らかに異なったものになるはずである。一定の「政策」を取りながら文化の多様性・多元性を保証するためには、政策の根拠を明示することが不可欠であると思われる。文化政策の立案と実施において文化の多様性・多元性を保証することは、文化の創造性を維持するためにもきわめて重要である。戦後の政府が「文化国家」を標榜しながら、「文化政策」について語られることが少なかった。「文化の公共性」こそ、文化政策の理論的根拠になると筆者は考える。では、「文化の公共性」とは、どのように立証され得るのか？文化政策を推進するにあたっては、文化の多様性・多元性が確保されねばならない。具体的に文化政策を実施するとなれば、何らかの評価・選別を行なわざるを得ない。問題は、特定の「政策」を取る場合に、そうした芸術や文化に対する評価の基準、選別のプロセスが透明になっているかどうかである。筆者は文化政策やアートマネジメントを専門としているわけではない。そうした状況を考えればなおさら、「文化政策」や「芸術支援」について幅広い視野から議論をする必要が強まっているように思う。

---

#### 池上重弘：「マルチ・エスニックな社会像を〈地域共生〉の語で語るべきか？」

人の流れのベクトルが向かうある地域社会に焦点を合わせてみれば、変化は、その地域社会における多民族化、多言語化、多文化化として捉えられる。多文化主義の理念を根底とする〈多文化共生〉という概念が、研究者や行政関係者のなかで広く用いられようになった。ところが『世界都市化ビジョン』においても、外国人集住都市公開首長会議で採択された「浜松宣言」においても、〈多文化共生〉という言葉はどこにも見当たらない。浜松市においては、1990年代の早い時点でブラジル人が経営するブラジル人向け雑貨店が開店した。このように、浜松市におけるブラジル人のエスニック・インフラストラクチュアはかなりの程度充実しており、ブラジル人が日本語をほとんど使わずに生活することも可能である。浜松市では日本人との混住が一般的でありながらも、ブラジル人住民と地域の日

本人住民との空間的な隣接が必ずしも両者の社会関係の萌芽にはつながっていない。他方で、ブラジル人側も日本で生活するなかで「文化摩擦」を意識する。その最たるものはさまざまな局面での外国人差別であろう。このように「事件」として表面化するものだけが外国人差別ではない。2001年10月の外国人集住都市公開首長会議での話題は、外国人住民に係わる「教育」、「社会保障」、「外国人登録等諸手続き」の3点だった。多言語化という側面は、日本における多文化主義の実現を考えるうえで重要な評価基準となるだろう。

すなわち、(1) シンボリック多文化主義、(2) リベラル多文化主義、(3) コーポレート多文化主義、(4) 連邦制多文化主義／地域分権多文化主義、(5) 分断的多文化主義、(6) 分離・独立主義多文化主義である。関根のいうリベラル多文化主義やコーポレート多文化主義に機械的に分類できるほど単純ではない。日本人側から見た場合に「文化摩擦」とならない範囲においてである。外国人住民とホスト社会の住民が対等な社会関係を構築するには、外国人市民側からの問題提起に対しても開かれた社会システムを築き上げることが重要である。浜松市で外国人登録をしているインドネシア人の多くは研修生であり、それを上回る数の「不法滞在者」がいるにもかかわらず、外国人市民会議のメンバー10人のうちインドネシア人を代表しているのは国立大学大学院に在籍する留学生である。本稿でも検討したように、多文化主義は今日多くの問題提起にさらされており、〈地域共生〉の語を〈多文化共生〉に置き換えるだけで即座に同化主義的の色合いが消え失せるというわけではない。

---

#### 青山政雄：「ポストフォーディズムにおける文化の意味」

哲学、美学、社会思想史の立場から、現代社会における文化（文化政策を含む）の意味を探る。工場の生産システムは、現代の資本主義的生産様式の典型とみなされ、発達した蓄積体制と考えられてきた。ハーヴェイは、この蓄積体制を「フレキシブルな蓄積体制」と呼ぶ。フォーディズムの硬直性とは正反対のものである点にその特徴を見ている。「フレキシブルな蓄積体制」は、労働過程、労働市場、生産物、消費様式に関するフレキシビリティに基づいている。モダニズムからポストモダニズムへの移行は、時間と空間のある特定の経験の仕方と関係がある。しかしながら、私たちは時間と空間の意味についてほとんど問題にすることはない(モダンの社会における進歩の時間、「家族的時間」、「産業の時間」、神の時間など)。ここでは、資本主義社会における社会的権力や貨幣と、時間や空間との関係に焦点を合わせることにする。第一に、社会生活での諸関係がしだいに貨幣化されることによって、時間と空間の性質が変化する。この空間的障壁の克服、つまり空間の組織化

と空間的移動の効率は、すべての資本家にとって重要な問題になる。「効率的な空間の組織化」と「社会に必要とされる回転時間」の定義は、利潤追求を測る基準をなす。時間の経験においては、個々の資本家は資本の回転時間を短くするために、労働・生産過程をスピードアップし強化しようとする。時間－空間の圧縮の傾向が強まっている。イメージそれ自体が商品になっている。このことはポストモダニズムの「シミュラークル」の役割に関係があり、重要な問題である。「イメージ生産産業」が専門としているのは、イメージを生産し売買することによって回転時間を加速化することである。時間の加速化にともなって、空間の圧縮も進行している。しかしながら、空間的障壁の低減は空間の重要性の低下を意味するものではない。この破壊がフレキシブルな蓄積体制での空間の変容のライトモチーフになっている。また、貨幣それ自体が不安定性と不確実性の主要な源になることもある。哲学と社会思想における、はかなさ、コラージュ、断片化、分散の強調は、このような表象の危機と無関係ではない。現代社会の全体構造をどのように構成するのか、経済、政治、文化の三相構造とその内的連関を考えるという第三の問いにたいして、ハーヴェイは、経済を中心に置いているようにも見えるが、政治の領域、経済の領域と文化の領域の連関を時間・空間の経験＝時間・空間の圧縮を媒介にして考えている。

---

#### 福岡欣治：「心理学における文化概念と〈文化政策〉」

文化政策に対する学際的なアプローチの一つとして、心理学における「文化」の概念をふまえつつ現状の文化政策について考察した。現在の文化政策学に関する議論によれば、文化政策は、芸術を上位に生活文化および国民娯楽を下位に位置づけ、文化的劣位の状況の克服を目的とするという。そこに文化の優劣観が含意されていることを指摘し、優劣よりも「相違」に着目した文化概念を今後の文化政策に導入することを提案した。根木・枝川・垣内・大和（1996）の『文化政策概論』は、わが国において「文化政策」を冠した最初の概論書であり、文化政策の対象や内容を網羅的に示そうとしている。それは、国レベルの文化政策と、地方公共団体レベルの文化政策である。すなわち、文化の範囲は「芸術及び国民娯楽」「文化財」「著作権」「国語」に概括される。ただ、注意しておきたいこととして、現在の「文化政策」の対象領域は、文化政策学において示されている「文化」の概念と必ずしも対応していない。とりわけ心理学的な文化概念が強調する「内面性」は、現在の文化政策においては明示的に意識されているとは思われない。筆者は、心理学的な文化概念の考察をふまえ、相違あるいは多様性の認識に基礎をおいた文化政策がありうるのではないかと考える。

#### 山本幸司：「<文化>の語義に寄せた迂遠なる時論」

「それぞれの人間集団は個別の文化をもち、個別文化はそれぞれ独自の価値をもっていて、その間に高低・優劣の差はない。「文化」は「自然」に対する文化として、人間の営みによって生み出されたものを包括的に称するものだ。」こうした考え方は英語の「culture（agriculture や cultivate と同根）＝栽培・耕作・教養・文化」など外国語に由来するものだろう。一般に「文化」は「文明」に対比されている。「文化」には、形而下的な事柄に対する優位・高尚などの含意があるだろう。成語としての「文化住宅」「文化鍋」などには快適・ハイカラといった意味が不可分に付着している。価値的にニュートラルな語義は、恐らく近代の外来語に由来することを考え合わせると、日本社会に登場した「文化」の語義としてはもっとも新しいものと推測される。実は「文化」「文明」とも、日本の古辞書類にはほとんど登場しない言葉である。但し、「文化」について考える際には、一字違いの「文華」という言葉を併せて考察する必要がある。この「文華」の場合も、古い用例は読本『唐錦』の1780年（安永9）ということになり、「文化」の用例と同時期となる。そこには「文化」「文華」「文明」という言葉の混用があった。明治維新後、西洋文化受容のプロセスおよびそれと一体化した進歩の理念を適切に表現する語として、「文化」「文明」が一般的な言葉となった。そして明治以後、現今まで続く、進歩思想と連関した「文化」の隆盛となり、それがひいては我が文化政策学部や各学科の名称にまで至るのである。しかも、その上に、現代史の問題として「文化政策」を考えると、ロシア革命によるソ連邦の成立後における文化政策と、それをいわば模倣した形で行われるナチスなど全体主義国家における文化政策の不幸な歴史が二重写しになってくる。そのような歴史を考えるなら、敗戦後の「文化国家」日本における文化政策などは、至って表層的で底の浅いものでしかない。

---

#### 小林真理：「文化芸術振興基本法」；その成立までの経過と問題点」

文化政策の根拠法の必要性は早くは1975年7月から1977年3月まで開催された文化庁長官の懇談会「文化行政長期総合計画懇談会」（有識者33人で構成）において、文化行政の基盤整備のための「文化振興法」の制定が掲げられている。それによれば「教育には教育基本法が、スポーツにはスポーツ振興法があって、それぞれの振興に役立っているように、文化の時代の到来を迎えた今こそ、文化の振興についても『文化振興法』のような根拠法を制定することが必要である」と述べられている。このように立法化を文化行政の課題の1つと位置づける提案の中でもとくに重要だと考えられるのは、総務庁行政監察局

が出した『文化行政の現状と課題—21世紀に向けた芸術文化の振興と文化財の保護』である。見直しの提案は多岐に渡る。文化庁は、文化振興マスタープランを策定するなどの措置を講じてきた。たしかにこれまでに述べたように文化政策の根拠法の必要性は語られてきた。もちろん文化の内容を評価することを行政はしてはならないが、文化行政・文化政策の評価は必要であろう。むしろ透明性を高めていくためにも、年次報告なり、文化行政に関する白書を出していくことは、文化政策を推進していく上でも重要なはずである。自治体レベルにおいても、文化施設建設はほぼ全国で終了し、自治体文化予算も目減りしているとはいえ 5000 億円を超える。法律の名称一つとっても、最終的には文化芸術振興基本法という妥協的産物（「足し算」）になっていることから、法律の性格付けが曖昧になってしまっている。文化政策の原理原則こそ、基本法で規定すべきである。戦後の文化政策の出発点は、文化の創造主体が国家ではなく、国民であるというところから始まった。そのことを考えれば、まずは国民の文化に関する権利（文化権）が最初に規定され、それを保障していく立場こそが戦後の文化政策の在り方である。たしかに全国一律で解決しなければならない文化政策の問題はあるだろう。また、文化行政を積極的に展開してきた自治体においては、文化政策の根拠法ができたことにより、議会答弁等で追い風になる可能性もある。行政は文化を創りえない。

---

#### 池村六郎：「文化というコトバ；われわれの拵えもの」

文化というコトバはありふれた日常的表現である。文化勲章・文化人・文化団体・企業などの文化事業・学園の文化祭・日本文化を代表する古典芸能としての歌舞伎・能狂言などがあり、あるいは異文化コミュニケーションや食の文化・住まいの文化、さらには地域の文化会館や文化包丁や文化鍋や文化住宅といった例もあげられる。これら文化というコトバが何を意味するかについていまさら異議を唱えるまでもないにちがいない。コトバには正しい遣い方・遣われ方というのがある、ということになっている。となれば、正しい遣われ方での文化と、やや冷笑的な遣われ方での文化というような分け方にも、異議がないだろう。文化というコトバについて「正しい」分け方でのそれとそうでない方とを分けてみる。文化勲章・文化事業・文化祭・日本文化を代表する云々・異文化コミュニケーションやその他の関連語・食の文化などは「正しい」コトバ遣いの側であるようだし、文化人・文化団体・文化会館などや、さらには文化包丁・文化住宅などは「正しくない、ないしは冷笑されたりする」コトバ遣いの側ということになる。文化包丁や文化住宅やその他これに類する語彙のいくつかには、研究会で報告があったように（この小冊子では山本論

文で詳述)、共通する雰囲気がありそうである。文化というコトバを直接に明示しない表現の場合でも、文化というコトバの作用が暗黙の前提となっている例には事欠かない。大学で教える文化事象の専門家たちや、その言説という狭い世界だけでなく、より影響力があるはずのジャーナリストたちの語りにも、文化というコトバの別の意味づけが存在している。日本文化やアイヌ文化、沖縄文化と東北文化、京都の文化と東京の文化、これら対比させてあげた用例には、文化人類学の名において知られる「ある集団に特徴的な思惟・行動・感得の型」というような、やや簡略化された了解が込められている。マス・コミュニケーションという概念化や通念化が、文化というコトバの意味作用についてのヒントとなる。

---

荒川裕子：「文化政策と芸術——芸術の〈価値〉をめぐる序論」

文化政策の実践において「芸術」がひとつの有力な契機となりうることについては、もはや異論はない。つまり、芸術の「外部性」——たとえば、地域の産業の振興や、市民の生活の質の向上に、芸術がいかなる貢献を果たしうるか——に対しては盛んに検討が加えられる一方で、芸術そのものの価値についてはほとんど問われることはない。ここでいう「価値」とは、無論、芸術の優劣を規定するものではない。すなわち、ある芸術作品なり芸術活動が、先にも触れた芸術の「外部性」の根拠となりうる要素をどの程度備えているか、という視点からみた価値である。このような、芸術とその外部との相関関係でなりたつ価値は、芸術それ自身のジャンルや形式はいうまでもなく、同一の芸術でもそれを享受する側の社会的な諸条件——たとえば地域や財政状況、教育的背景など——によって、その都度大きく変わってくる。逆にいえば、すべての芸術があらかじめ等しい価値を有しているわけではないのである。だが、上のような価値の枠組みを芸術の評価に導入することによって、芸術を通じての文化政策が、より効率よく、より大きな効果を上げることができるようではないだろうか。